

注目
1

令和 8 年 8 月から 高額療養費制度が見直されました

国民年金課国民健康保険担当 (☎ 594-5541)、
後期高齢者医療担当 (☎ 594-5542)

高額療養費制度は、大きな手術等で医療費の支払いが膨らんだ際、**年齢**（「70 歳未満」か「70 歳以上」）**および所得に応じた限度額を上限に負担を抑える制度**です。長期にわたって療養を受ける人の負担を抑える「多数回該当」（※）という仕組みもあります。今般、高額療養費制度は令和 8 年 8 月から見直されることとなりました。

※多数回該当…直近 12 か月の間に高額療養費に該当した月が 3 か月以上ある場合は、4 か月目以降は自己負担限度額が更に軽減される仕組みです。

【見直しのポイント】

- ①一人当たりの医療費の伸びに応じて月額負担上限額を見直し
- ②**年単位の上限度額（年間上限）の新設**
月ごとの自己負担額が積み上がっても、**年間の上限度額に達した後は、それ以上の医療費は還付を受けることができます**



【70 歳未満】

区分	年収目安	～ 7 月 31 日	8 月 1 日～令和 9 年 7 月 31 日	
		月額上限	月額上限	年間上限額
区分ア	約 1,160 万円～	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1%	1,680,000 円
区分イ	約 770 万円～ 約 1,160 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1%	1,110,000 円
区分ウ	約 370 万円～ 約 770 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1%	530,000 円
区分エ	～約 370 万円	57,600 円	61,500 円	530,000 円
区分オ	住民税非課税	35,400 円	36,900 円	290,000 円

【70 歳以上】

（70 ～ 74 歳は国民健康保険加入者、75 歳以上は後期高齢医療制度加入者）

老齢基礎年金の支給額の引き上げにより、基準額の一部が 80.67 万円から 82.65 万円に見直され、高額療養費の自己負担限度額が下記表のように見直されました。

区分	年収目安	～ 7 月 31 日	8 月 1 日～令和 9 年 7 月 31 日	
		月額上限	月額上限	年間上限額
現役並みⅢ	約 1,160 万円～	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1%	1,680,000 円
現役並みⅡ	約 770 万円～ 約 1,160 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1%	1,110,000 円
現役並みⅠ	約 370 万円～ 約 770 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1%	530,000 円
一般	～約 370 万円	18,000 円 (外来) 57,600 円 (外来 + 入院)	22,000 円 (外来) 61,500 円 (外来 + 入院)	530,000 円
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000 円 (外来) 24,600 円 (外来 + 入院)	11,000 円 (外来) 25,700 円 (外来 + 入院)	290,000 円
低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000 円 (外来) 15,000 円 (外来 + 入院)	8,000 円 (外来) 15,700 円 (外来 + 入院)	180,000 円

注目
2

まちづくりの取組状況を公表します

政策推進課政策推進担当 (☎ 511-7701)

令和 7 年度の市のまちづくりの取組について、課題等を「見える化」して改善を図るため、行政評価を実施しました。直感的でわかりやすい表現にするため、成果指標の進捗状況を「お天気マーク」を使って示し、市ホームページで公表しています。

行政評価とは

行政評価は、総合振興計画に基づいたまちづくりを着実に進めていくために、市が実施した事業について評価したものです。市では、総合振興計画に掲げた 7 つの政策の実現のために 29 の施策や 101 の基本事業を位置づけ、それぞれに指標を設定し、進行管理を行っています。これらの指標について、事業効果や課題などの振り返りを行い、事業改善や翌年度予算への反映に活かしています。

【表の見かた】

施策の成果指標名			
現状値（基準年）→最新値（令和 7 年度）			
	達成		現状維持
	向上		悪化

令和 8 年度行政評価の結果（評価対象：令和 7 年度）

第五次北本市総合振興計画後期基本計画の最終年度でもある今回の結果では、29 の施策に設定された 41 の成果指標の目標の達成率は約 41.5%となりました。なお、目標を達成または基準値より改善した指標の割合である向上率は、70.7%となりました。

最終結果で把握した課題を改善し、第六次北本市総合振興計画前期基本計画の指標の向上を目指して各施策に取り組んでいきます。

掲載例 政策 1 **子どもの成長を支えるまち** 達成率：69.2% 向上率：84.6%

①子育て支援の充実

市の子育て支援策が充実していると思う子育て世帯の割合

74.3%→81.0%



②母子保健と子どもに関する医療の充実

4 か月児健康診査 精密検査受診率	1 歳 6 か月児健康診査 精密検査受診率	3 歳児健康診査 精密検査受診率
100%→100%	100%→83.3%	77.7%→65.2%

③支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み

障がい児福祉サービスの 利用充足度	栄養状態の不良な子どもの割合 (3 歳児) (6 歳児)	
62.2%→72.1%	0.69%→0%	0%→0%

④学校・家庭・地域の連携による教育の推進

自分にはよいところがあると思う子どもの割合 (小学生) (中学生)	
72.0%→81.2%	71.5%→80.3%
	

⑤学校教育の充実

学力が伸びた子どもの割合 (小学生) (中学生)	
71.1%→72.5%	72.6%→74.9%
	

地域に学習の機会と場がある子どもの割合 (小学生) (中学生)	
48.6%→70.7%	26.2%→74.1%
	

記載例以外の事業や、行政評価の詳細は市ホームページをご覧ください▶

